

四日市市告示第494号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11の規定に基づき、下記のとおり施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年5月29日

四日市市長 森 智広

1 預かり保育事業・一時預かり事業

| 番号 | 設置者の名称          | 施設の名称   | 施設の所在地       |
|----|-----------------|---------|--------------|
| 1  | 社会福祉法人 一<br>二三会 | いずみこども園 | 四日市市三重六丁目129 |

確認年月日：令和6年4月1日